

令和5年度 三島市放課後児童クラブ入会案内



株式会社トヨタエンタプライズ

I	三島市放課後児童クラブの概要	P1
II	三島市放課後児童クラブの利用申請について	P3
III	年度中途からの利用を希望される方の申請について	P5
IV	夏休みだけの利用を希望される方の申請について	P5
V	児童クラブでの生活	P5
VI	申請内容の変更及び退会について	P7
VII	土曜日開館について	P7
VIII	その他	P8
	申請書類記入例	P9~12
	放課後児童クラブ一覧	P13

三島市学童運営グループ
三島市大場94 足立ビル2F西
☎055-941-7601

I 三島市放課後児童クラブの概要

1 目的

放課後児童クラブは、保護者が就労等により、放課後や長期休業中に家庭にいない小学生に対し、適切な遊びの場や生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として実施しています。

2 対象児童：児童クラブの利用申請ができる方

放課後児童クラブを利用できる児童は、三島市内に住所を有し、小学校に在学する者であって、児童の保護者及び18歳以上65歳未満の同居（二世帯住宅や同一敷地内含む）の直系親族等が次のいずれかの事由に該当することで、放課後、家庭において児童の保育ができないと認められる場合を対象としています。

ただし、放課後児童クラブの利用料等に兄弟姉妹の利用分も含めて滞納がない方に限らせていただきます。

※直系親族等とは、児童の保護者およびその配偶者、児童の兄弟、祖父母等を指します。

- (1) 家庭外労働 昼間常に自宅の外で仕事をしている。
午後1時～午後6時30分の間に通勤時間を含んで3時間以上、且つ月に16日以上勤務していること。
- (2) 自営業・農業等 昼間自宅の中で、常に児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている。午後1時～午後6時30分の間に3時間以上、且つ月に16日以上勤務していること。
- (3) 出産 母親が妊娠中または出産後間がない出産予定月の3ヶ月前から出産月の3ヶ月後以内であること。
- (4) 疾病・障害→疾病・負傷または心身に障害がある。
- (5) 看護・介護→長期にわたり疾病や心身に障害のある同居親族をいつも看護・介護している。
- (6) 災害復旧→地震・風水害・火災など災害の復旧にあたっている。
- (7) 就学→職業訓練学校等に通学し、通学時間を含み午後4時以降までカリキュラムを受講している。
- (8) その他 三島市が特に児童クラブが必要であると認めた場合。

※私的な用事や事前に届出された事由以外での用事では、お預かりできません。

3 開所日

令和5年4月1日から翌年3月31日まで（ただし、次の休所日を除く。）

- 【休所日】
- ・日曜日
 - ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - ・年末年始（12月29日～1月3日）

4 開所時間

月曜日～金曜日	放課後～午後6時30分まで
長期休業中及び学校代休日	午前7時30分～午後6時30分まで
土曜日	午前7時30分～午後6時30分まで（別途利用料が発生します）
（延長利用）	午後6時30分～午後7時00分まで（別途利用料が発生します）

5 利用料金等

(1) 利用料金 (月額)

	8月以外の月	8月	おやつ代	備品代	土曜日	延長利用
第1子	5,000円	8,000円	1,500円	500円	400円/回	100円/回
第2子	2,500円	4,000円	1,500円	500円	400円/回	100円/回
第3子以降	無料	無料	1,500円	500円	400円/回	100円/回

- ・同一世帯から2人以上が児童クラブに入会している場合、第2子以降の利用料は割引または無料になります。
- ・午後6時30分～午後7時00分までのご利用は、延長利用料が発生します。
※延長利用をする場合は原則、前月の15日までに事前申請をお願いします。
- ・土曜日は、預かり時間に関らず、土曜日利用料が発生します。延長利用も可能ですが、別途延長利用料が発生します。

(2) 会費 (備品・おやつ代等) 月額2,000円

アレルギーを持つ子どもについては、おやつを持参していただくため備品代の500円のみとなります。

(3) 利用料の減免について (後日、別途申請が必要です)

以下に該当する世帯は減免の対象となり、利用料は次のとおりとなります。

- ① 生活保護・住民税非課税世帯…無料
- ② 児童扶養手当受給世帯

	8月以外の月	8月
第1子	3,000円/月	4,800円/月
第2子	1,500円/月	2,400円/月
第3子以降	無料	無料

※会費および土曜日利用料、延長利用料は通常料金をいただきます

6 利用料金等の納付

- ・使用料は、会費と一緒にまとめて翌月27日に指定の口座から口座引落しを行います。残高不足などの理由により口座引落しができない場合は、翌月に2ヵ月分引き落としします。それでも引き落としできない場合は、**現金回収します**ので、毎月の口座振替が確実に出来るよう、日頃から口座残高の確認をお願いします。

※特別な理由もなく、3ヶ月間利用料金及び会費を滞納した場合は、退会をお願いする事がございます。滞納分は一括支払いしていただきます。また、入会決定の判断時に、使用料または会費の滞納がある場合は、翌年度の継続入会をお断することがありますのでご承知おきください。

7 傷害保険・賠償責任保険

放課後児童クラブに入会している児童を対象とした保険に加入しています。
保険料の利用者負担はありません。

① 障害保険

- (1) 保険期間 放課後児童クラブ入会から翌年3月末まで
(退会した場合は保険の適用はされなくなります。)
- (2) 保険料 全額、当社が負担します。
- (3) 保険適用範囲 児童クラブの活動中
- (4) 保険金額
死亡保険金 20,000,000円
後遺障害保険金 30,000,000円 (最高)
入院保険金 日額4,000円 (事故日より180日以内)
通院保険金 日額1,500円 (事故日より180日以内、
通院日数30日を限度とする。)

②賠償責任保険

- (1) 保 険 期 間 放課後児童クラブ入会から翌年3月末まで
(退会した場合は保険の適用はされなくなります。)
- (2) 保 険 料 全額、当社が負担します。
- (3) 保険適用範囲 児童クラブの活動中
- (4) 保 険 金 額 対人・対物賠償 合算1事故 500,000,000円
ただし、対人賠償は1人100,000,000円

8 児童クラブでの育成支援の内容

(1) 基本理念

『明るく、仲良く、元気に 笑顔あふれる児童クラブ』

(2) 育成指針

①安心・安全

全ての基本は『安心・安全』です。子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できる感性を磨きます。

②豊かな心

明るく、衛生的な環境を大切に、児童の発達に応じた主体的な生活や遊びができるよう支援を行い、心身ともに健やかな生活から豊かな心を育みます。

③自立した心

子どもたちが自ら積極的に考え、行動し、そこに責任を持つことで自立した心を養い、子どもが誰でも主人公になれるような居場所を提供します。

④礼儀正しい心

集団生活の中で、まわりの人を尊重する思いやりの心を育て、感謝の気持ちを忘れずに、元気に明るくあいさつができる等、礼儀正しい心を育みます。

⑤遊びを学びへ

学校から解放される放課後に、子どもたちが気持ちを解き放ち、思い切りやりたい遊びに集中しながら、遊びを通じて学び豊かな感受性を育みます。

※英会話教室(1回/月)、モノづくり教室(1回/年)、季節に応じたオリジナルイベント等

II 三島市放課後児童クラブの利用申請について

入会希望の多い児童クラブについては、新年度の入会をお待ちいただく場合があります。また、高学年児童の受入れは、低学年児童受入れ後、定員に余裕のある児童クラブに限らせていただいております。

1 利用期間

令和5年4月1日から翌年3月31日まで

2 新年度入会申請受付期間

令和4年12月1日(木)から令和5年1月6日(金)まで

(土・日曜日、祝日、令和4年12月29日から令和5年1月3日を除く)

※受付期間を過ぎても随時受付をしていますが、期間中に申請された方を優先します。

また、3月15日(水)以降に申請された場合、4月1日からの入会できません。

※令和5年5月1日以降の入会についての受付は、新年度になってから開始します。

※年度途中からの申請を希望される方は、下記「Ⅲ」をご覧ください。

3 利用申請に必要な書類

下記必要書類をすべてそろえて申請をしてください。

- (1) 放課後児童クラブ入会申込書
- (2) 調査票 (表裏)
- (3) 児童クラブの利用が必要なことを証明する書類

保護者及び18歳以上65歳未満の同居の直系親族(兄弟・祖父母等)について、それぞれ次のいずれかの書類が必要です。

利用を必要とする理由	証明書類
就 労 (会社にお勤めの方)	○勤務・内職証明書(家庭外労働)(令和4年9月以降の証明日に限る) 不規則勤務の場合のみ、以下の書類も必要です。 ○勤務表・ローテーション表等(申込時点の直近1ヶ月分) *勤務状況について、勤務先に確認する場合がありますのでご承知おきください。
就 労 (自営業・農業の方)	○稼働状況届出書(家庭内労働) 次のいずれかを添付してください。 ①確定申告書の写し ②税務署に提出した開業届出書の写し ③HP、チラシ等の営業時間がわかる書類 ④「農業経営改善計画認定書」、「商工会議所会員証明」等、公共性の高い機関が事業の実態を証明する書類
出 産(産前産後)	○出産予定日の母子健康手帳(出産予定日のわかる頁)の写し *利用可能期間は、産前3ヶ月・産後3ヶ月です。
疾病・負傷	○診断書など(写しでも可)
障がい	○身体障害者手帳の写しなど
介護・看護	○申立書(当該児童を保護できない理由を記載したもの) ○介護・看護が必要であることを証明する書類 (障害者手帳・介護保険証・医師の診断書等の写し)
就 学	○受講指示書及びカリキュラムがわかるものの写し(職業訓練学校等)

*** 勤務証明書や診断書等の証明書類の取得に日数がかかり、受付期間内に提出できない場合は、提出が間に合わない旨をお伝えいただいたうえで、申込書・調査票は必ず令和5年1月6日(金)までに利用したい児童クラブへ提出してください。不足の証明書類は、令和5年1月31日(火)までに提出をお願いします。その場合には、受付期間内に提出があったものとみなします。**

※修正液等により修正された証明書は無効となります。訂正される場合には証明担当者の訂正印をお願いします。

4 提出場所

希望する各児童クラブに直接提出してください。

※児童クラブの開館時間内(午後1時～午後6時30分)に提出をお願いします。
書類の確認に時間がかかるので時間に余裕をもって来館してください。

5 入会審査について

- (1) 申請書の記載事項や提出された証明書等により、入会の基準を満たしているかの審査を行います。継続利用の場合も、毎年申請していただいた上で審査します。

(2) 利用にあたっては、昼間家庭で保育が出来ない事情を考慮し、学年や保護者・祖父母の状況等により、必要度の高い児童を優先とし決定します。申込者数が定員を超えるときは、ご利用をお待ちいただくことがあります。

※1つの小学校に複数のクラブが存在する場合、申請状況によっては、申請したクラブとは別のクラブに配属となる場合があります。

6 入会決定について

令和5年3月上旬に、「入会承認通知書」または「不承認通知書」を送付します。

Ⅲ 年度中途からの利用を希望される方の申請について

4月以降、定員（受入可能人数）に達していない児童クラブについては、随時入会を受け付けます。必要書類を各児童クラブへ直接提出してください。

利用開始日は、原則毎月1日としています。月途中の入会（毎月16日）を希望する場合でも、1ヶ月分の利用料等がかかりますのでご承知ください。

なお、ご提出いただく勤務・内職証明書等は直近3カ月以内のものに限ります。

【利用開始日・受付期間】※利用開始日が休所日の場合はその翌日からの利用となります。

	区 分	受付期間
利用開始日	毎月1日	利用希望月の前月15日まで
	毎月16日	利用希望月の前月末まで

【必要書類・入会審査について】

4月から利用を希望する方と同様です。

Ⅳ 夏休みのみの利用を希望される方の申請について

夏休み（長期休業中）のみの利用については、定員（受入可能人数）を超過せず、児童クラブの運営に支障がない範囲で受け入れる予定です。

詳細は、広報みしま6月1日号（予定）及び三島市ホームページでお知らせします。

Ⅴ 児童クラブでの生活

1 早退・欠席等の連絡は確実に

・早退、欠席の場合は、必ず保護者の方が児童クラブへ連絡してください。

保護者からの連絡が無い場合は、お子さんを帰宅させることはできません。

・事前に早退等がわかっている場合は、入会時にお渡しする連絡帳等にその旨を記入してお子さんに持たせるか、緊急時は児童クラブへ午後1時以降に、必ず電話連絡をお願いします。（午後1時以前の連絡は留守番電話又はFAXを利用ください。FAX番号は電話番号と同じです。）

※学校の下校時間等により開館時間が異なります。午後1時以降、児童クラブに連絡がつかない場合は下記運営事務局担当者まで連絡をお願いします。

運営管理責任者：吉田 090-6129-7023 副管理責任者：小森 080-3577-6651

お子さんが口頭で支援員に連絡するものは受け付けできませんので、必ず保護者が、支援員に連絡をしてください。

・学校を欠席する場合は、必ず児童クラブにも連絡をしてください。

※連絡ツールアプリ「Kidsly（キッズリー）」に登録いただくと、アプリでの連絡も可能になります。

2 必ず児童クラブへ寄ること

入会して初めの頃は児童クラブに寄るのを忘れて帰ってしまうお子さんがいます。また、外で遊んでいて、友達に誘われて一緒に帰ってしまうお子さんもいます。保護者の方からもご指導をお願いします。児童クラブは保護者の仕事がお休み等で家庭での保育ができる日には利用を控えていただくこととなっておりますが、クラブを利用しない日も毎日おやつを用意していますので、下校時には児童クラブに寄って、おやつをもらって帰ってください。

3 連絡帳等の確認

お子さんにお渡しする児童クラブからのお知らせは、**毎日、必ず保護者が確認してください。**

4 児童クラブ敷地の外では絶対に遊ばない(小学校敷地外 等)

児童クラブの敷地の外で遊んでいるお子さんについては、支援員の目が行き届かない場合があります。大変危険ですので、そのようなことの無いよう、ご家庭からも指導をお願いします。また、学校によっては、学年により遊んではいけない場所等があります。支援員からの注意は必ず守るようにご指導をお願いします。決まりを守れない場合、安全を考えて、外遊び禁止等の措置を取ることがあります。

5 事故やけが、病気等の対応

児童クラブで、事故やけが、病気等が起きた際は、入会時の書類に記載されている緊急連絡先に連絡し、保護者にお迎えをお願いします。**緊急連絡先を変更される場合は、速やかに児童クラブへご連絡ください。**

また、学校生活同様、インフルエンザ等の感染症罹患時や、学級閉鎖となったクラスの児童は、感染拡大防止のため、クラブの利用はできませんので予めご了承下さい。

また、発熱時等、熱が下がった時点から24時間未満の来館はお控えください。

6 帰宅と迎えについて

基本的に、帰りは保護者のお迎えとしています。午後6時30分までに児童クラブにお迎えに来てください。急な仕事等で午後6時30分に間に合わない時は、ご連絡をいただくとともに、代わりの方のお迎えによって下校させる場合は、**必ず午後4時までに連絡してください。お預かりできる時間は最大午後7時まで**ですので、遅れないようにお願いいたします。

※午後6時30分を超えてお預かりする場合は、**延長料金が別途100円/回発生**します。

利用料等と一緒に、翌月27日にまとめて引き落としします。

お迎えに来られるときには必ず車の施錠及び貴重品の携帯をお願いします。過去にお迎え時に車上あらしが発生したことがありますのでご注意ください。

なお、保護者の仕事の都合等でお迎えができないお子さんについては、安全上の配慮から各学校の下校時間に合わせて、下校指導をしています。その際は、ご家庭においても、帰宅途中の安全指導（寄り道をしない、不審者に気を付けるなど）や通学路の確認をする等、十分ご指導をお願いします。また、午後6時30分のお迎えに間に合わないことが続く場合にはファミリー・サポート・センターのご利用等も検討して下さい。

◎ファミリー・サポート・センターについて

「子育ての応援をしたい人」と「子育てを応援して欲しい人」が会員になり、助けたり助けられたりして育児の援助活動を行うことにより、仕事や家事と育児の両立を支援し、地域社会全体で、安心してゆとりある子育てができる環境づくりを目指している活動です。利用については事前の会員登録が必要です。詳細については、三島市本町子育て支援センター内 ファミリー・サポート・センター（電話 055 - 983 - 2835）へお問い合わせください。（水曜日休館）

7 持ち物

すべての持ち物には名前をつけてください。また、学校同様「学校生活に必要な物」（玩具類・マンガ等）は持って来てはいけません。

8 特別日課・学校代休日（行事等の振替休日）・長期休業中・災害時等の児童クラブの対応

（1）特別日課

学期始めや学期末の特別日課等の際は、給食がありませんので、必ずお弁当等を持たせてください。（児童クラブの開館時間を早くして対応します。）

※食中毒防止のため、お弁当には保冷剤を使用するようにして下さい。

（2）学校代休日（行事等の振替休日）

児童クラブは開館日となり、開館時間は、午前7時30分から午後6時30分です。

（3）長期休業中

夏休み、冬休み、春休みも開館しています（年末年始を除く）。

時間は、午前7時30分から午後6時30分です。

児童クラブで昼食を食べる日はお弁当と水筒を持たせてください。

※令和5年度夏休み以降は希望者へお弁当の提供（有料）を行います。

（4）災害時等

地震（予知を含む）や台風の場合は、児童クラブ設置場所の小学校の対応に準ずることになりますのであらかじめご承知おきください。運営事務局から情報展開ツール用のLINEにて児童クラブの対応を連絡いたしますので、忘れずに確認をお願いします。

具体的には、台風等の接近に伴い、学校が緊急下校等になった場合は児童クラブでお子さんをお預かりせずに学校の対応どおり帰宅させることとなります。

児童クラブは通常の状態でお子さんをお預かりすることを想定しており、緊急時にお預かりすることができません。学校が非常事態で自宅に帰るように指導している状況では、児童クラブでお子さまをお預かりすることはできません。同様に、台風等で学校が休校になった場合は児童クラブも閉館となります。

したがって、緊急時にお子さんが家へ帰ることになった場合にも家に入れるようにカギを持たせるなど、事前に対応をご家庭で相談してください。ただし、保護者のお迎えが必要となる場合は、学校と協力して対応します。

9 その他

◎LINE 配信サービスについて

児童クラブからの緊急連絡やお知らせは保護者へLINE配信します。LINE受信の登録手続き等の詳細は入会承認通知書と一緒に送付しますので、登録をお願いいたします。

◎ルールを守れず、クラブが安全に運営できないと判断した場合、退会をお願いすることがあります。

VI 申請内容の変更及び退会について

【申請内容の変更】

勤務先・住所・家族状況など申請内容の変更があった場合は、児童クラブに備え付けの異動届出書により速やかにご連絡ください。**勤務先が変更となった場合には、勤務証明書の再提出が必要となります。**なお、世帯員の構成が大きく変わる場合には申込書を再提出していただくことがあります。

住所変更により、他校の児童クラブに異動を希望される場合、異動先の児童クラブの入会状況によっては入会をお待ちいただく場合がありますので予めご了承ください。

【退会する場合】

児童クラブに備え付けの退館届を、児童クラブへ提出してください。利用料の口座引き落とし手続きの都合上、提出は**退会する月の25日必着**となります。

VII 土曜日開館について

【土曜日開館利用基準】

土曜日開館を利用できる児童は、開館する土曜日に、入会要件（P 1 参照）と同様の基準を満たしていると認められる場合に限りです。

土曜日（午前7時30分から午後6時30分まで）は、センター方式により3ヵ所で開館しています。（錦田児童クラブ、北第二児童クラブ、中郷第一児童クラブ）**利用には保護者の送迎が必須です。**土曜日開館利用をご希望の方は、**必ず土曜日利用申込書**をご利用月の前月15日までに提出してください。申込みをされていない場合は、利用できません。

お弁当・水筒・おやつ・着替え・帽子・ハンドタオル・読書用の本・勉強道具を必ず持たせてください。

土曜日は、400円/回の利用料金が発生します。延長利用する場合は別途100円/回の利用料金が発生します。

VIII その他

【新年度新規入会児童の利用開始日について】

新規入会児童につきましては、慣れない場所で過ごすことになるお子様の負担を考慮し、原則入学式（始業式）からご利用いただくようご協力をお願いいたします。

なお、どうしても入学式（始業式）前から利用が必要な場合は**午前中のみお預かりします。**利用を希望する場合は、申込書を各児童クラブへ提出してください。申込書は各児童クラブで配布いたします。

【始業式・終業式の日のお預かりについて】

学校のある日については、児童クラブは学校の放課後のみお預かりしています。

午前中に入学式や卒業式がある日の午前中はお預かりできませんのでご了承ください。